

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほか、この規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職能)

第3条 監事は、定款第27条の規定により、監査を行う。

2 監事は、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したとき、理事会に対し必要な勧告又は助言を行わなければならない。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも、理事及び関係部署に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査事項)

第6条 監事は、次の各号に掲げる事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 決裁文書等で重要な文書
- (2) 重要又は異常な取引、債権の保全、回収及び債務の負担
- (3) この法人と理事との競合取引又は利益相反取引
- (4) 財産の状況

- (5) 決算方針及び決算期の計算書類等（定款第9条第1項各号に掲げる書類をいう。以下同じ）
- (6) 評議員会に提出すべき議案及び書類
- (7) その他監事が監査上必要とする事項

（会議への出席）

- 第7条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 監事は、理事会に出席できなかった場合にはその審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
 - 3 監事は、第1項のほか、この法人運営を監査するにあたり必要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 監事の意見陳述等

（理事会に対する意見陳述義務）

- 第8条 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）第197条において準用する同法第100条及び第101条の規定により、必要があるときは理事会で報告し、助言し、勧告し又は意見を述べなければならない。
- 2 前項のため必要があれば一般社団法人・財団法人第197条において準用する同法第101条第2項及び同条第3項の規定により、理事会の招集を請求し、又は自ら招集することができる。

（評議員会への報告）

- 第9条 監事は、一般社団法人・財団法人法第197条において準用する同法第102条の規定に該当する場合、評議員会に報告しなければならない。

（差止請求）

- 第10条 監事は、一般社団法人・財団法人法第197条において準用する同法第103条の規定により理事に対して、その行為の差止めを請求することができる。

（評議員会における説明義務）

- 第11条 監事は、一般社団法人・財団法人第190条の規定により評議員会において説明しなければならない。

（監事の任免に関する評議員会における意見陳述）

- 第12条 監事は、その選任・解任について、評議員会において意見を述べることができ

る。

第4章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第13条 監事は、理事から計算書類等を受領し、当該書類について監査を行う。

(監査報告書)

第14条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成し、会長へ提出する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印又は電磁的署名をするものとする。

第5章 雑 則

(監査の費用)

第15条 監事は、職務執行のため必要と認める費用をこの法人に対して請求することができる。

(監査補助者)

第16条 監事の職務執行の補助機関は、監事と会長の協議によって定める。

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。